

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第三十六条まで（現行のとおり） （粒子状物質排出基準の遵守等）</p> <p>第三十七条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>1（現行のとおり）</p> <p>1 型式指定を受けていない特定自動車で法第五十九条に基づき新規検査又は法第七十一条に基づき予備検査（法第十六条の規定により抹消登録を受けた特定自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された特定自動車に係るものを除き、法第七十五条の二第一項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた特定自動車にあつては道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の五の検査。以下「新規検査等」という。）を受けたもの（次号に掲げるものを除く。）当該特定自動車法第四条に基づき登録を受けた日において当該特定自動車と同じ種別の自動車について型式指定を受けるときに適用される法第四十一条第一項に基づき粒子状物質の技術基準に定められた平均値（平均値が定められていないときのものにあつては知事が別に定める値）</p> <p>2 法に基づき自動車の種別に応じた粒子状物質の技術基準が初めて施行された日以前に型式指定又は新規検査等を受けている特定自動車 当該特定自動車と同じ種別の自動車について法第四十一条第一項に基づき初めて定められた粒子状物質の技術基準に相当するものとして知事が別に定める値</p> <p>3及び4（現行のとおり）</p> <p>第三十八条から第百六十五条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一から別表第六まで（現行のとおり）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第三十六条まで（略） （粒子状物質排出基準の遵守等）</p> <p>第三十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>1（略）</p> <p>1 型式指定を受けていない特定自動車で法第五十九条に基づき新規検査又は法第七十一条に基づき予備検査（法第十六条の規定により抹消登録を受けた特定自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された特定自動車に係るものを除き、法第七十五条の二第一項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた特定自動車にあつては道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の五の検査。以下「新規検査等」という。）を受けたもの（次号に掲げるものを除く。）当該特定自動車法第四条に基づき登録を受けた日において当該特定自動車と同じ種別の自動車について型式指定を受けるときに適用される法第四十一条に基づき粒子状物質の技術基準に定められた平均値（平均値が定められていないときのものにあつては知事が別に定める値）</p> <p>2 法に基づき自動車の種別に応じた粒子状物質の技術基準が初めて施行された日以前に型式指定又は新規検査等を受けている特定自動車 当該特定自動車と同じ種別の自動車について法第四十一条に基づき初めて定められた粒子状物質の技術基準に相当するものとして知事が別に定める値</p> <p>3及び4（略）</p> <p>第三十八条から第百六十五条まで（略）</p> <p>別表第一から別表第六まで（略）</p>

別表第七 工場及び指定作業場に適用する規制基準（第六十八条関係）

一から三まで（現行のとおり）

四 汚水

(一) 有害物質に係る基準

項目・設置区分	事業場の種類	公共用水域に排出される汚水			地下に浸透される汚水（単位：一リットルにつきミリグラム）
		工場	指定作業場	工場及び指定作業場	
	水域区分	水道水源水域		一般水域 A、一般水域 B、島しょ及びその海域	
(一)から(四)まで (現行のとおり)	(現行のとおり)				
(五) 六価クロム化合物	新設	六価クロムとして 〇・〇二	六価クロムとして 〇・二	六価クロムとして 〇・〇一	
	既設	六価クロムとして 〇・三			
(六)から(十)まで (現行のとおり)	(現行のとおり)				

備考（現行のとおり）

別表第七 工場及び指定作業場に適用する規制基準（第六十八条関係）

一から三まで（略）

四 汚水

(一) 有害物質に係る基準

項目・設置区分	事業場の種類	公共用水域に排出される汚水			地下に浸透される汚水（単位：一リットルにつきミリグラム）
		工場	指定作業場	工場及び指定作業場	
	水域区分	水道水源水域		一般水域 A、一般水域 B、島しょ及びその海域	
(一)から(四)まで (略)	(略)				
(五) 六価クロム化合物	新設	六価クロムとして 〇・〇五	六価クロムとして 〇・五	六価クロムとして 〇・〇四	
	既設	六価クロムとして 〇・五			
(六)から(十)まで (略)	(略)				

備考（略）



イ 指定作業場に係る基準

(1) 下水処理場又はし尿処理施設（し尿浄化槽を除く。）を有する事業場

指定作業場の種類	公共用水域に排出される汚水	
	許容限度（単位 一リットルにつきミリグラム（一）、（二）、（四）及び（七）に掲げる項目を除く。）	
水域区分	下水処理場	し尿処理施設を有する事業場
	すべての水域	
項目・設置区分		
(一)から(五)まで (現行のとおり)	(現行のとおり)	
(七) 大腸菌数 (単位 一 ミリリットルにつきCFU)	八〇〇	
この基準の適用は、次に掲げるとおりとする。 一及び二 (現行のとおり)		

備考 (現行のとおり)

イ 指定作業場に係る基準

(1) 下水処理場又はし尿処理施設（し尿浄化槽を除く。）を有する事業場

指定作業場の種類	公共用水域に排出される汚水	
	許容限度（単位 一リットルにつきミリグラム（一）、（二）、（四）及び（七）に掲げる項目を除く。）	
水域区分	下水処理場	し尿処理施設を有する事業場
	すべての水域	
項目・設置区分		
(一)から(五)まで (略)	(略)	
(七) 大腸菌群数 (単位 一立方センチメートルにつき個)	三〇〇〇	
この基準の適用は、次に掲げるとおりとする。 一及び二 (略)		

備考 (略)

(4) し尿処理施設（し尿浄化槽に限る。）を有する事業場

項目・設置区分	施設規模	水域区分	指定作業場の種類
	水道水源水	公共用水域に排出される汚水	許可限度（単位 一リットルにつきミリグラム（一）、（二）、（四）及び（七）に掲げる項目を除く。）
(一)から(六)まで (現行のとおり)	上人が一五以上	一般水域 A	し尿浄化槽を有する事業場
	下人が一五以上		
	上人が一五以上	一般水域 B	
	下人が一五以上		
	上人が一五以上	島しょ及びその海域	
	下人が一五以上		
	上人が一五以上	島しょ及びその海域	
	下人が一五以上		
	上人が一五以上	島しょ及びその海域	
	下人が一五以上		
	上人が一五以上	島しょ及びその海域	
	下人が一五以上		
上人が一五以上	島しょ及びその海域		
下人が一五以上			
(七) 大腸菌数 (単位 一リットルにつきCFU)	八〇〇		
この基準の適用は、次に掲げるとおりとする。 一から三まで (現行のとおり)			

備考 (現行のとおり)

(4) し尿処理施設（し尿浄化槽に限る。）を有する事業場

項目・設置区分	施設規模	水域区分	指定作業場の種類
	水道水源水	公共用水域に排出される汚水	許可限度（単位 一リットルにつきミリグラム（一）、（二）、（四）及び（七）に掲げる項目を除く。）
(一)から(六)まで (略)	上人が一五以上	一般水域 A	し尿浄化槽を有する事業場
	下人が一五以上		
	上人が一五以上	一般水域 B	
	下人が一五以上		
	上人が一五以上	島しょ及びその海域	
	下人が一五以上		
	上人が一五以上	島しょ及びその海域	
	下人が一五以上		
	上人が一五以上	島しょ及びその海域	
	下人が一五以上		
	上人が一五以上	島しょ及びその海域	
	下人が一五以上		
上人が一五以上	島しょ及びその海域		
下人が一五以上			
(七) 大腸菌群数 (単位 一立方センチメートルにつき個)	三〇〇〇		
この基準の適用は、次に掲げるとおりとする。 一から三まで (略)			

備考 (略)

(4) と畜場及び畜舎

項目・ 設置区分	(一)から(六)まで (現行のと おり)	水道水 源水域 一般水域 A、一般 水域B、 島しよ及 びその海 域 水道水源水域 一般水域A、一般 水域B、島しよ及 びその海域	と畜場 畜舎	公共用水域に排出される汚水 許容限度(単位 一リットルにつきミリグラム (一)、(二)、 (四)及び(七)に掲げる項目を除く。))				
	(七) 大腸菌数 (単位 一 ミリリットル)				八〇〇			
施設規模	一 〇羽以上 のものが 五〇〇平 方メートル 以上、豚 房の総面 積が五〇 〇平方メ ートル以 上又は鶏 の飼養規 模が五〇 〇以上の もの	牛房若し くは馬房 の総面積 が一〇〇 〇平方メ ートル以 上、豚房 の総面積 が五〇〇 平方メー トル以上 又は鶏の 飼養規模 が五〇〇 以上のもの	畜舎	公共用水域に排出される汚水 許容限度(単位 一リットルにつきミリグラム (一)、(二)、 (四)及び(七)に掲げる項目を除く。))				
					〇羽以上 のものが 五〇〇平 方メートル 以上、豚 房の総面 積が五〇 〇平方メ ートル以 上又は鶏 の飼養規 模が五〇 〇以上の もの	牛房若し くは馬房 の総面積 が一〇〇 〇平方メ ートル以 上、豚房 の総面積 が五〇〇 平方メー トル以上 又は鶏の 飼養規模 が五〇〇 以上のもの	畜舎	公共用水域に排出される汚水 許容限度(単位 一リットルにつきミリグラム (一)、(二)、 (四)及び(七)に掲げる項目を除く。))
					〇羽以上 のものが 五〇〇平 方メートル 以上、豚 房の総面 積が五〇 〇平方メ ートル以 上又は鶏 の飼養規 模が五〇 〇以上の もの	牛房若し くは馬房 の総面積 が一〇〇 〇平方メ ートル以 上、豚房 の総面積 が五〇〇 平方メー トル以上 又は鶏の 飼養規模 が五〇〇 以上のもの	畜舎	公共用水域に排出される汚水 許容限度(単位 一リットルにつきミリグラム (一)、(二)、 (四)及び(七)に掲げる項目を除く。))

(4) と畜場及び畜舎

項目・ 設置区分	(一)から(六)まで (略)	水道水 源水域 一般水域 A、一般 水域B、 島しよ及 びその海 域 水道水源水域 一般水域A、一般 水域B、島しよ及 びその海域	と畜場 畜舎	公共用水域に排出される汚水 許容限度(単位 一リットルにつきミリグラム (一)、(二)、 (四)及び(七)に掲げる項目を除く。))				
	(七) 大腸菌群 数(単位 一立方セン				三、〇〇〇			
施設規模	一 〇羽以上 のものが 五〇〇平 方メートル 以上、豚 房の総面 積が五〇 〇平方メ ートル以 上又は鶏 の飼養規 模が五〇 〇以上の もの	牛房若し くは馬房 の総面積 が一〇〇 〇平方メ ートル以 上、豚房 の総面積 が五〇〇 平方メー トル以上 又は鶏の 飼養規模 が五〇〇 以上のもの	畜舎	公共用水域に排出される汚水 許容限度(単位 一リットルにつきミリグラム (一)、(二)、 (四)及び(七)に掲げる項目を除く。))				
					〇羽以上 のものが 五〇〇平 方メートル 以上、豚 房の総面 積が五〇 〇平方メ ートル以 上又は鶏 の飼養規 模が五〇 〇以上の もの	牛房若し くは馬房 の総面積 が一〇〇 〇平方メ ートル以 上、豚房 の総面積 が五〇〇 平方メー トル以上 又は鶏の 飼養規模 が五〇〇 以上のもの	畜舎	公共用水域に排出される汚水 許容限度(単位 一リットルにつきミリグラム (一)、(二)、 (四)及び(七)に掲げる項目を除く。))
					〇羽以上 のものが 五〇〇平 方メートル 以上、豚 房の総面 積が五〇 〇平方メ ートル以 上又は鶏 の飼養規 模が五〇 〇以上の もの	牛房若し くは馬房 の総面積 が一〇〇 〇平方メ ートル以 上、豚房 の総面積 が五〇〇 平方メー トル以上 又は鶏の 飼養規模 が五〇〇 以上のもの	畜舎	公共用水域に排出される汚水 許容限度(単位 一リットルにつきミリグラム (一)、(二)、 (四)及び(七)に掲げる項目を除く。))

ルにつきC FU)	
この基準の適用は、次に掲げるとおりとする。 一から三まで (現行のとおり)	

備考 (現行のとおり)

(ハ) (ウ) から (イ) までを除く指定作業場

項目・ 設置区分	施設規模	水域区分				公共用水域に排出される汚水
		許容限度 (単位 一リットルにつきミリグラム (一)、(二)、(四) 及び (七) に掲げる項目を除く。))				許容限度 (単位 一リットルにつきミリグラム (一)、(二)、(四) 及び (七) に掲げる項目を除く。))
以上	方 メ ト ル	水道水源水	一般水域 A	一般水域 B	島しよ及びそ の海域	—
		排水	排水	排水		
未 満	方 メ ト ル	排水	排水	排水	—	—
未 満	方 メ ト ル	排水	排水	排水		
(一) から (三) まで (現行のと おり)	(現行のとおり)					
(七) 大腸菌数 (単位 一 ミリリット ルにつき C FU)	八〇〇					
この基準の適用は、次に掲げるとおりとする。 一から三まで (現行のとおり)						

備考 (現行のとおり)

(三) (現行のとおり)

五及び六 (現行のとおり)

七 悪臭

チメートル につき個)	
この基準の適用は、次に掲げるとおりとする。 一から三まで (略)	

備考 (略)

(ハ) (ウ) から (イ) までを除く指定作業場

項目・ 設置区分	施設規模	水域区分				公共用水域に排出される汚水
		許容限度 (単位 一リットルにつきミリグラム (一)、(二)、(四) 及び (七) に掲げる項目を除く。))				許容限度 (単位 一リットルにつきミリグラム (一)、(二)、(四) 及び (七) に掲げる項目を除く。))
以上	方 メ ト ル	水道水源水	一般水域 A	一般水域 B	島しよ及びそ の海域	—
		排水	排水	排水		
未 満	方 メ ト ル	排水	排水	排水	—	—
未 満	方 メ ト ル	排水	排水	排水		
(一) から (三) まで (略)	(略)					
(七) 大腸菌群 数 (単位 一立方セン チメートル につき個)	三、〇〇〇					
この基準の適用は、次に掲げるとおりとする。 一から三まで (略)						

備考 (略)

(三) (略)

五及び六 (略)

七 悪臭

(現行のとおり)

備考

一及び二 (現行のとおり)

三 周辺最大建物の高さとは、周辺最大建物の高さ及び周辺最大建物と敷地境界の最短距離の算定の方法(平成十一年環境庁告示第十九号)第一条の規定に基づき方法により算出される周辺最大建物(対象となる工場又は指定作業場の敷地内の建物(建築基準法第二条第一号に定める建築物及び建築基準法施行令第百三十八条第四項で指定する工作物をいう。)で、排出口から当該建物の高さの十倍の距離以内の範囲に当該建物の一部若しくは全部が含まれるもののうち、高さが最大のものをいう。)の高さ(単位 メートル)をいう。

四から六まで (現行のとおり)

別表第八から別表第十三まで (現行のとおり)

(略)

備考

一及び二 (略)

三 周辺最大建物の高さとは、周辺最大建物の高さ及び周辺最大建物と敷地境界の最短距離の算定の方法(平成十一年環境庁告示第十九号)第一条の規定に基づき方法により算出される周辺最大建物(対象となる工場又は指定作業場の敷地内の建物(建築基準法第二条第一号に定める建築物及び建築基準法施行令第百三十八条第三項で指定する工作物をいう。)で、排出口から当該建物の高さの十倍の距離以内の範囲に当該建物の一部若しくは全部が含まれるもののうち、高さが最大のものをいう。)の高さ(単位 メートル)をいう。

四から六まで (略)

別表第八から別表第十三まで (略)